

2019年2月14日

## 「所得税法等の一部を改正する法律案」

### 趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属フォーラム 高木錬太郎

立憲民主党の高木錬太郎です。

私は、立憲民主党・無所属フォーラムを代表し、ただいま議題となりました「所得税法等の一部を改正する法律案」について、質問をいたします。

冒頭、統計不正・賃金偽装問題に触れないわけにはまいりません。

国を揺るがす大問題にもかかわらず、何を聞いても調査中、確認中。参考人の招致もいちいち渋る。挙げ句の果てには4年も前の議事録すら出せないという。

こんな不誠実きわまる政府・与党の姿勢は断じて許されません。

与党の皆さん、何故そんなに真相究明に後ろ向きなのですか。ここは行政監視機能を果たすべき立法府です。与野党挙げて真相究明とうそぶくなら、是非態度で示していただきたい。与党の皆さんに、敢えてそのことを申し上げておきます。

平成31年度税制改正は、消費、需要がともに伸び悩むという現下の経済状況、そして国民の暮らしを考えれば、税による所得再分配機能の強化に向け、控除の

あり方を含め、「公平」「納得」「透明」「簡素」という原則のりに則った抜本的な見直しを行う必要があるにも関わらず、またもやツギハギだらけ、その場しのぎの、小幅な税制改正になったとの印象が拭えません。

また、国・地方合わせて1,670億円の自動車・住宅減税に示されるように、消費税率引き上げ対策優先という側面が非常に色濃く出ています。

まず、その「消費税率の引き上げに伴う対応」としての「住宅ローン控除の拡充」と「車体課税の見直し」について伺います。

この住宅ローン控除ですが、そもそも、既に現行制度だけでも、景気浮揚と税収減をともに考慮した結果、屋上屋を重ねた複雑怪奇で、難解な制度になっており、

「簡素」という税制の原則に反する制度になっていると指摘せざるをえません。住宅メーカーや不動産業者からも複雑すぎるとの声が上がっており、何よりも購入を考えている国民の皆さんにとって、理解するのが相当難しい制度になってしまっています。

事実、昨年6月、会計検査院が、住宅ローン控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のいずれも申告をしている場合に関し、納税者の申告の間違いを指摘し、昨年12月、国税当局も、平成25年分から平成28年分までの所得税の確定申告書を提出した方のうち、最大1万4000人の納税者の皆さんの申告に間違いがあり是正が必要と発表しました。

つまり、国税当局すらも、あまりの複雑さゆえに、納税者の申告の誤りを見落としていたということではありませんか。

既に複雑怪奇になってしまっている、この住宅ローン減税について、簡素な税制に改めるよう、抜本的な見直しが必要と考えますが、財務大臣の見解を求めます。また、現在、日本全国で、空き家問題が深刻化し、中古住宅流通市場の活性化が求められ、政府も、「未来投資戦略2017」において、「既存住宅流通の市場規模倍増を目指す」としています。

一方で今回の改正も含めた住宅ローン減税による新築住宅の供給を後押しし、一方では中古住宅の流通を活性化させようとする。

そもそもを言えば、急速な人口減少が進んでいるわが国であります。

一体、国全体としての「住宅政策」をどのように考えているのでしょうか？石井国土交通大臣、お答えください。

次に、車体課税の見直しに関してです。

新車を購入する皆さんには恩恵のある措置かもしれません。しかし、私たちは親世代から「物は大事に、大切に、使いなさい」と教えられ、買った物はできるだけ長持ちさせるよう努めること、そのことは、

私は一つの美德であると思っています。

そういう考えのもと、自動車においても、10年は乗れるように、大切に、大事に乗っているユーザーも少なくないと思います。また、そういうユーザーのニーズに応えようと、全国の自動車整備工場では、整備士の皆さんが、腕を磨いて、お客様のために、長く乗ることができるよう、丁寧に整備をしておられます。あるいは、今の収入では新車購入はとでも考えられず、所有している車をできるだけ長く乗ろうという方もおられます。そういった長く乗ろうとしているユーザーにも恩恵のある税制上の措置を講じることも、一方で必要であると思いますが、財務大臣の見解を求めます。

次に、そもそもの前提である「消費税率引き上げ」について伺ってまいります。

税の公平性を担保するためには、所得、消費、資産などの課税ベースを適切に組み合わせ、バランスを取ることが必要と考えます。

そこで、伺います。

安倍政権は、租税収入における直接税と間接税との占める割合、いわゆる「直間比率」について、どのような考えなのでしょうか。消費税導入以前から、この「直間比率」については、長年議論がされてきました。本年10月に、消費税率が引き上がる、このタイミングで、あらためて歴史的な議論や現下の国民の暮らしを十分踏まえ、租税体系のバランスを鑑みながら、あるべき「直間比率」について、議論、検討される必要があると考えますが、財務大臣の見解を求めます。

安倍首相は、昨年10月、臨時閣議で、「法律で定められた通り、平成31年10月1日に、現行の8%から10%に、2%引き上げる予定です」と発言され、以降、今国会でも、繰り返し、「引き上げる予定である」と答弁されています。

そこで、安倍首相に伺います。平成28年6月、世界経済の不透明感、世界的な需要の低迷、成長の減速、そして、その後の更なる景気悪化というリスクに備えるということで、消費税率引き上げを、「再延期」ではなく、「新しい判断」という言葉を使って再延期されましたが、現在の世界経済は、平成28年6月当時と比して、良くなっていますか、悪くなっていますか？お答えください。

また、米中貿易摩擦、英国EU離脱など、世界経済の不確実性による、景気悪化のリスクが指摘されていることについて、どのような認識をお持ちですか。安倍首相の見解を求めます。

平成31年度予算案においても、消費税増税分の税収を見込んでおりますし、軽減税率や、天下の愚策「キャッシュレス決済ポイント還元」などなど、増税前提の対策が次々打たれていますが、実は、今国会の中で、安倍首相は、増税実施を断言しておりません。

それは、一貫して述べられているように、「リーマンショック級の事態が起こらない限り」との前提があるからだと拝察いたしますが、その「リーマンショック級の事態」とはどのようなもののでしょうか？

どの統計の、どの経済指標の、どの数字が、どのように変化したら、「リーマンショック級」と判断されるのでしょうか？安倍首相、定義をご説明ください。

さらに、昨年の臨時国会で、安倍首相は、「リーマンショック級の事態ということについては、例えば世界的な経済危機や大震災などが考えられますが、いずれにせよ、引き上げが困難と判断される事態」と答弁されましたが、この答弁は、

経済危機や大震災以外の事態も、含まれるようにも受け止めることができますが、どのような事態を想定されているのでしょうか。お答えください。

先ほど、リーマンショック級の事態について、どの統計か、どの経済指標か、とお尋ねしました。そこで、今般の統計不正問題にも触れますが、政府は現在も、かなり意識的に様々に隠し、「隠さなければいけないような事情があったのではないか」との疑いを持たざるをえない状況を作っています。GDPの算出方法を変えたことも含め、政府が出す様々な数字の信ぴょう性が問われはじめています。

安倍首相、原因究明、全容解明に、ぜひとも指導力を発揮してください。ついては、今、われわれが要求している資料を早急<sup>さっきゅう</sup>に国会に提出するよう、関係大臣に指示を出してください。見解を求めます。

昨年の財務省による公文書改ざん問題もそうでしたが、今回の統計不正も、国会が愚弄されたわけでありますので、まずは、国会の場で、国会として、原因究明、全容解明を進めていくこと。それは国会としての当然の務めです。私にとっての、悪夢は、「国会の行政監視機能の低下」であり、「国会の形骸化」であり、「国会が首相官邸の下請け機関に墮すること」であります。

さて、次に、軽減税率についても、この際、お聞きしておきます。以前の国会答弁では、安倍首相は、「軽減税率制度は、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税の負担を直接軽減することの利点がある」と述べられていますが、今国会から「ほぼ全ての人が毎日購入している飲食料品等の税率を8%に据え置くことにより、消費税の逆進性を緩和しつつ、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるという利点」と答弁を変えられています。答弁を変えた理由を教えてください。

以前の答弁の

「日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品」

では、洗濯洗剤はどうだ？

歯磨き粉はどうだ？

歯ブラシはどうだ？

シャンプーはどうだ？

リンスはどうだ？

という話になりかねないので、  
「ほぼ全ての人」が毎日購入している飲食料品等」  
という答弁に変えたのではないですか？お答えください。

そもそも、「ほぼ全ての人」が「飲食料品等」を本当に「毎日購入」しているのでしょうか？仕事などで忙しく毎日を必死に生きている皆さんは、買い物に行くのは週に一度、お休みの日に、食材などを安く買えるスーパーにまとめ買いに行き、何とか一週間を工夫しながら、やり繰りしながら、生活しておられます。お昼ご飯は家で作った弁当、飲み物は家でお茶を作って、水筒に入れて、職場に持って行き、何とか一日の支出を抑えようと、いや一日の支出をゼロにしようと、日々の飲食料品の購入を我慢しているではありませんか。

特に、私と同世代、子育て世代、現役世代の皆さんは、子どもの教育資金のため、親の介護資金のため、自分の老後のため、貯蓄しようと、毎日必死に節約しています。

そういう現実の一面を、知ってか知らずか、「ほぼ全ての人」が毎日購入している」という表現に変え、あたかも、「ほぼ全ての人」に恩恵があるかの如く説明するのは、まさに印象操作の最たるものであり、軽減税率導入の根拠である「痛税感の緩和」が崩壊しているのではないですか？見解を求めます。

次に、租税特別措置について伺います。

租税特別措置の適用実態を明らかにする租特透明化法しこうが施行されて以降、同法に基づく適用実態調査が国会に提出されています。その時々政権の政策判断により、多数の租特が存在しますが、税制の公平性や、不透明な効果、という点を鑑みますと、これまで蓄積されてきた適用実態調査を活用して、そろそろ抜本的な見直しに着手する時期に来ているのではないのでしょうか。現在行っているであろう効果についての検証結果と、見直しについての今後のスケジュールについて、お答えください。

次に、「個人事業者の事業承継税制の創設」について伺います。2025年には、70才を超える個人事業者が約150万人にも上ると見込まれ、代替わりを促して廃業を防ぐ仕組みづくりは急務でありました。そこで今般の税制改正で、新たな税制が創設されたわけですが、そもそも、この間、法人向けには累次の改正含め、税制上の措置を講じてきておりました。にもかかわらず、個人事業者に関しては、法人向けと同等の包括的な事業承継税制の創設が、なぜ今年になってしまったのでしょうか？これまでに出来たにも関わらず、あえて、今年に回したの

は、統一選、参院選対策じゃないですか。  
財務大臣の見解を求めます。

次に、今回も見送られた「金融所得課税」について伺います。現状では、金融資産の多い富裕層ほど所得税の実質的な負担が軽くなるとの指摘はかねてよりあり、平成29年末の与党税制改正大綱にも「税負担の公平性を担保する観点から総合的に検討する」と明記されました。今回の税制改正においても、財務省は一時、金融所得課税の強化を検討していたけれども、株価を重視する首相官邸の意向で反対に至った、との報道もあります。

現下の「格差是正」という課題に有効な手段である「税による所得再分配機能」に本腰を入れて取り組むことをせず、富裕層への配慮で、またしても金融所得課税を見送ったという事になります。政府内では、どのように検討され、株価への悪影響をどのように分析され、今般の見送りに至ったのか、ご説明ください。

最後に、森羅万象を担当されているとご答弁された安倍首相に質問いたします。  
昨年の通常国会以降、

厚労省 働き方改革データねつ造問題

財務省 公文書改ざん問題

内閣府 国家戦略特区制度悪用疑惑

自衛隊 日報隠ぺい問題

文科省 教育現場不当介入問題

財務事務次官による報道関係者への度重なる性的嫌がらせ発言問題

障がい者雇用水増し問題

法務省 技能実習生不適切聞き取り調査問題

そして、今般の統計不正問題。

次々とゆゆしき不正不祥事疑惑が明るみになって、まるでこれこそ「悪夢」を見せられているということではないでしょうか・

にほんこくけんぽう

日本国憲法 第72条には

「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」とあります。

行政各部を指揮監督する内閣総理大臣には当然その責任も伴います。

重大な不正不祥事疑惑が続いています。さらには、桜田五輪担当大臣の、言葉を失う、信じられない発言も出て、安倍首相の任命権者としての責任も問われています。

さすがの安倍首相も、その責任を痛感され、自責の念にかられ、良心の呵責に苛まれていることでしょう。

安倍首相、これら行政各部の不正不祥事疑惑の数々の責任を、どのように取るつもりですか。

行政府の長、内閣総理大臣の責任の取り方について、安倍首相の見解を求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。